東栄連合自治会会則

（名称）

第1条　本会は、東栄連合自治会（以下、「本会」記す）と称し、事務所を会長宅におく。

（目的）

第2条　本会は東栄校区内の自治会及び町内会の相互の親密向上を図るとともに、自治会組織の健全な育成ならびに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（構成組織）

第3条　本会は、東栄校区内の自治会委員をもって構成する。組織は尾張旭市自治会指導要綱第3条により設定された自治会、町内会をもって連合を組織する。

（事業）

第4条　本会は、第2条の目的達成のために次のことをおこなう。

（1）会員相互の親密向上に関すること

・総会、反省会等

（2）生活環境施設の整備改善に関すること

・交通安全対策、道路の補正、公園施設の整備改善の連絡申請など

（3）保健衛生及び公衆衛生に関すること

・塵芥管理指導、防虫対策の申請

（4）防犯防災に関すること

・防災組織の確立と訓練、防犯活動の実施

（5）伝統維持に関すること

・棒の手、盆踊り等の行事支援

（6）社会福祉事業の協力に関すること

・日赤社員、共同募金の参加など

（7）教育文化及び体育の向上に関すること
（8）その他本会の目的達成にふさわしいこと

（役員、委員）
第5条　本会に次の役員ならびに委員をおく
役員
（1）会長　　1名
（2）副会長　　2名
（3）執行役員　3～5名
（4）書記　　1名
（5）会計　　1名
（6）会計監査　2名
（7）理事　　自治会長、町内会長
（8）顧問　　若干名

委員
(1)　運動会（スポーツ）委員
(2)　防犯連絡委員
(3)　防災連絡委員
(4)　環境保全委員

（役員・委員の選出）
第6条　本会の役員、委員の選出は下記による。
（1）会長は校区を2地区[第12条（4）]に区分し、交流にあたる。選出は顧問、現会長ならびに会長選出の自治会長をもって、その地区の会員から選出する。但し、選出予定地区で選出が困難なときは、校区内全域にわたって選出することができる。
（2）執行役員は、第1項の選出区分及び第3項の選任方法にかかわらず、校区全域から自治会長、町内会長経験者その他適当なものの中から選任する。
（3）副会長、書記、会計監査は、年度初めの自治会長会議において本会の内規に示す。

（4）理事は、自治会長中、前項の役員に就かない自治会長及び町内会長とする。
（5）顧問は、校区内市議会議員及び前連合自治会長とする。
（6）委員は、自治会長の推薦により、連合自治会長の委嘱任命とする。

（任期）
第7条　本会の役員、委員の任期は下記による。
（1）会長の任期は2年とする。但し、特に事情のあるとき限り再選を妨げない。執行役員の任期はおおむね3年程度とする。その他の役員の任期は1年とするが、再選を妨げない。
（2）委員の任期は原則として本人の退任申し出があるまでとする。但し、後任決定まではその任にあたる。

（責務）
第8条　本会の役員、委員の責務は下記のとおりとする。
（1）会長は会を代表し、会務を統括するとともに役員会などを招集し、本会の運営を司る。
（2）執行役員は、分担して事業の企画、立案、実施、指導にあたる。
（3）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
（4）書記は本会の庶務を司る。
（5）会計は本会の予算編成ならびに出納事務をおこなう。
（6）会計監査は、本会の出納内容を点検監査する。
（7）顧問は重要事項の諮問及び会長の要請にて会議に出席して助言をおこなう。
（8）理事は総会ならびに会長の要請する会議に出席し本会の運営を図る。
（9）委員は次の任務を負う。
・運動会委員はふれあい事業の計画立案と校区内のスポーツ等の推進にあたる。
・防犯連絡委員は校区内の防犯の組織とこれらの行事の推進にあたる。
・防災連絡委員は校区内の防災の組織とこれらの行事の推

進にあたる。

・ 環境保全委員は校区内の美化の推進と危険防止など環境保全にあたる。

（会議）

第9条　本会は、総会、役員会、ならびに自治会長会議の3会議を定例会とする。また、会長はこれらの会議を招集し、その議長となる。但し、総会にあたっては議長を選出して会議の運営を図る。

（1） 総会は、前年度の総会構成員とともに年度初めにおこない、前年度の活動報告、会計決算報告及びその年度の活動計画、予算案などの審議と承認をおこなう。なお、総会は役員会をもって代行することができる。

（2） 会長は、本会の運営に関する事項について協議ならびに審議し、議決執行する。なお、この会議は原則として毎月第二日曜日に開催する。時間、場所は通知する。

（3） 会長は、緊急必要と認めた時は、役員会又は自治会長会議を招集する。

（4） 会議は、構成員の5分の3以上の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数にて決する。但し、賛否同数の場合は会長が決する。

（会計）

第10条 本会の経費と会計は下記とする。

（1） 本会の経費は、会員の会費、助成金、寄付金、その他収入を持ってこれに充てる。

（2） 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（3） 本会の会費は、年額一戸当たり300円（ただし、ふれあい事業1戸あたり100円を含む）とし、町内ごとにまとめ、自治会を経由して毎年6月末までに本会に納入する。

（申し送り）

第11条 本会の役員は、本会の運営を円滑にするため毎年の交代にあ

たって関係書類をもって在任中の必要事項ならびに伝承事項を申し送る。

（緒則）

第12条　この会則に定めるものの他に必要な事項は、会長が自治会長会議に諮り承認を得て定める。なお、覚書などをもって留めるものとする。

（1）緊急を要する事項については、会長の判断をもって処理し、次回の自治会長会議に覚書などをもって報告する。

（2） 自治会長は、次の各会の役員に就く。

・東栄小学校後援会

・東中学校後援会

・藤池公民館利用者協議会

・東栄自主防災組織

（3） 本会の町内会長は、東栄校区自主防災組織ならびに防犯組織の委員に就く。

（4） 会長選出の区域を下記の2区分とする。

・旭台、柏井町、東大久手町の3自治会を1区分

・根の鼻町、東栄町、三郷北の4自治会を1区分とする。

（改廃）

第13条　本会会則の改廃は総会に提案し、出席者の3分の2以上をもって決議する。

（施行期日・改定履歴）

第14条 本会の会則は、これを採択する総会の閉会時から効力を発する。

（1） この会則は、昭和62年4月1日より改定施行する。

（2） この会則は、平成2年4月1日より改定施行する。

（3） この会則は、平成4年4月1日より改定施行する。

（4） この会則は、平成10年4月1日より改定施行する。

（5） この会則は、平成16年4月1日より改定施行する。

（6） この会則は、平成17年4月1日より改定施行する。

（7） この会則は、平成19年4月1日より改定施行する。

（8） この会則は、平成22年4月1日より改定施行する。

（9） この会則は、平成27年4月1日より改定施行する。

以上